

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第23回）

【開催日時等】

○開催日時：平成25年5月30日（木）13：00～15：00

○場 所：総務省10階 共用10階会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、小西委員、小室委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、黒田大臣官房審議官、多田財務調査課長 他

【議題】

- (1) 中間的なとりまとめ骨子（案）について
- (2) その他

【配付資料】

資料1 前回（3月26日）の議論

資料2 中間的なとりまとめ骨子（案）

資料3 本研究会におけるこれまでの議論

○配付資料に関して、事務局より説明

○「中間的なとりまとめ骨子（案）」（以下「骨子（案）」という。）の「3 新地方公会計の推進に向けた基本的な考え方」等に関して、事務局より説明

○上記に係る意見等

- ・ 「骨子（案）」の3（2）に、標準的な財務書類の作成を進めていくことが重要で、統一的な取扱いとして整理することが必要、とある。それに異を唱えるつもりはないが、大阪府等のように先行して公会計改革に取り組んできたというところにも、とりまとめにあたっては配慮いただきたい。
- ・ 「骨子（案）」の2（1）の「東京都や大阪府等の方式」において、「一定のシステムの導入経費負担等がある」と記載があるが、他のモデルでもシステムの導入経費は同様に生じる。正確性を期す観点から他のモデルでも同様な記載が必要ではないか。

- ・ 「骨子（案）」の3（1）の2ポツ目において、地方公会計整備の意義として「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」が挙げられているが、「マネジメントの強化」についても説明責任の履行の後に独立して記載する必要があるのではないか。
- ・ 「骨子（案）」の3（2）の2ポツ目において、「資産評価の方法や財源情報、様式など」とあるが、財源情報が財務諸表作成の基本となる部分との合意はできていない。作成の基本となる部分という意味では、「財源情報」の記載は不要であり、削除を求める。
- ・ 会計改革の目的は活用することであり、活用を意識して会計基準のあり方を検討していく必要があると考えているため、「骨子（案）」の2において、活用の状況についても記載すべきではないか。また、財務書類を作成しても活用できていないというのが今の最大の問題と考えているが、その記載にあたっては、制度導入に係る問題なのか、制度運用に係る問題なのかに分けて整理すると理解しやすいのではないかと。
- ・ 国と地方は多額の資金の流れを含め密接な関係があり、特に地方全体の財政状況と国の財政状況を比較するという意味では、国と地方の会計はできるだけ統一化を図った方が望ましいと考えているため、「骨子（案）」の3（1）の3ポツ目において、国との比較の観点も記載した方がよいのではないかと。
- ・ 本研究会は地方公会計の推進に関する研究会であり、国との関係を記載するのは違和感があるのではないかと。
- ・ 地方全体等という視点は当然あるが、それは会計ではなく経済統計の役割ではないかと。会計と経済統計の連携を深めていくということであれば、会計情報をより精緻化し、その情報を活用することによって経済統計の情報の精緻化を図っていくというのが、多くの国で実施されていることではないかと。
- ・ 研究会として会計基準のあり方を検討したが、その優劣はつけがたいということでも一致したというようなところがあるが、他の地方公共団体と比較可能な標準的な財務書類の作成という点では委員の間で意見が一致していると考えられる。会計基準のあり方とは別の判断として理解できるぐらいの感覚で整理することも必要ではないかと。
- ・ 全ての地方公共団体が同じ目的意識を持ってできるのであれば、同じ活用を目指した会計基準ができると考えられるが、それぞれの地方公共団体に抱えている課題も相違すれば役割も相違する部分があるため、一定のところは会計基準の統一がなされた上で、管理会計的なところは各地方公共団体の工夫の中で実施していくという切り分けも考えられるのではないかと。
- ・ 国との連結については様々な考えがあるが、国の財務書類が債務超過と公表されている中で、地方も含めた国全体で債務超過なのかといった情報がない時に、国との連結を

経済統計の役割の範疇で考えるか、会計基準を統一して同じベースで取り扱うかは、意見が分かれるところではないか。

- ・ 企業会計的な発想では、会計基準、開示基準、監査基準という3つの基準が相まって会計制度が運用されていくと考えているが、会計基準と開示基準が混同された議論になっている部分もあり、組替えの範囲で対応できる部分もあると考えられる中で、会計基準と開示基準は切り分けて検討していてもよいのではないか。
- ・ これまでの議論を財務会計ではなく管理会計という枠組みで整理した方が、すっきりするのではないか。また、財務会計の世界については地方公共団体財政健全化法の指標との関連性も意識して整理すべきではないか。

○「骨子（案）」の「4 基準のあり方」に関して、事務局より説明

○ペンディングの扱いとしているところに関して、具体的な表示例等のイメージを見た上で「中間的なとりまとめ」全体の最終的なとりまとめを整理していくことについて鈴木座長より提案

○上記に係る意見等

- ・ 「骨子（案）」の4（2）②の6ポツ目の、国の公会計との整合という論点もあると思うが、本研究会の存在意義は地方としてあるべき姿を十分に議論して結論を出していくというところにあり、そこに軸足を置いた形で記載すべき。
- ・ 国の公会計との整合性の検討については、上記と同様に本研究会で検討する内容ではないのではないか。
- ・ 「骨子（案）」の4（2）③の5ポツ目において、今後の方向性の下に財源仕訳について記載されているのは、基準モデルが議論の前提と思え違和感がある。
- ・ 複式簿記の導入と固定資産台帳の整備が重要と考えており、その推進においてネックとなっていると考えられる財源仕訳については見直すこともやむを得ないが、見直す理由をはっきりさせる必要があるのではないか。
- ・ 行政コスト計算書において総コストと総収益を表すことでよいと考えているが、純資産変動計算書で税金を含む財源の調達と運用を表すという意見があるのも理解している。折衷案的になるが、例えば一旦行政コスト計算書で総コストと総収益を表し、情報が重なるが、純資産変動計算書に同様の情報を要約して表すという方法もあるのではないか。
- ・ 前提としている現行の予算・決算制度の補完的な資料という観点から、現行の現金主義会計における予算・決算制度の情報と、発生主義の情報との関連を意識した財務書類とする必要があるのではないか。

- ・ 短期の動き、中期の動き、長期の動きが把握でき、それぞれ連動して理解できるのが複式簿記の魅力ではないか。
- ・ 商業簿記と工業簿記の相違点は、後者は在庫に係る原価計算を実施するコスト計算書を作成するところにある。現金主義である地方公共団体は、資産は残るかもしれないが在庫は残らないため商業簿記の範疇であり、本質論的には行政コスト計算書は不要と考えているが、資産・債務改革でストックだけではなくコストも考慮していくという中で行政コスト計算書が作成されていると考えている。上記を踏まえると、税収の取扱いについては、損益計算書に行政コスト計算的なものと税収を計上するという開示方式の議論で整理できる問題ではないか。
- ・ 財源仕訳をしないのであれば論点は明確になり、財務業績をどう捉えるか、どう開示・表示するかということになるのではないか。
- ・ 行政コスト計算書という名称について、本来の財務業績を表すものとして財務業績計算書や運営成果報告書といった形で、表示も概念と対応させて変えていくというのも一つの方法ではないか。
- ・ 会計基準を統一することに意味があるというよりは、統一しないと使いづらいというネックを取り除くために、統一することが必要なのではないか。その中で税収の取扱いについては、どう見せた方がわかりやすいか、有用な情報を示すのかという議論と考えており、行政コストが税収で賄われているかどうかを示すことが重要と考えているが、意見が分かれている中で折衷案的なものを出すことも一つのアイデアとして考えていったらよいのではないか。
- ・ 行政コストが税収で賄われているかを示すという議論について、発生主義では借方に減価償却が計上されるが、減価償却を含めたコストが税収で賄われているかという議論は財政的に見て意味がないと考えており、財源仕訳をしないと費用・収益対応にならないのではないか。
- ・ 費用・収益の対応について、例えば減価償却分だけ増えているということは、過去の税収で建設した固定資産について現役世代が受益し、それに対して今年度の税収で賄われていないことが示されているということであり、ずれている状態をそのまま見せること自体に意味があるのではないか。東京都や大阪府、IPSASが原則的に税収をコストと対比させるような形で表示しているのは、このような背景があるのではないか。
- ・ 減価償却の財源について、例えば過年度起債償還分、補助金分、一般財源分とすると、過年度起債償還分は今年度の税収で賄うということが受益と負担に対応しているが、補助金分と一般財源分は減価償却との対応関係はないのではないか。

- ・ 補助金に関しては、IPSASの概念フレームワークや新しい地方公営企業会計制度では、一度預り金等にして、減価償却に見合った形だけその預り金等を取り崩して収益に計上させるということでコストと収益をマッチングさせている。
- ・ キャッシュ・フロー計算書について、発生主義に基づく間接法と、官庁会計に基づく直接法では、提供する財務情報の内容が相違するのではないか。
- ・ キャッシュ・フローの観点では、直接法と間接法で作成方法は相違するが、中身は同様である。また、地方公会計は必ずしも間接法で作成されていないのではないか。
- ・ 歳出歳入決算とキャッシュ・フロー計算書との関係を意識すれば、直接法で作成したキャッシュ・フロー計算書は歳出歳入決算の科目とある程度近い形となり、何がその差異なのかという議論はできるのではないか。また、間接法で作成した場合には、直接法で作成した場合とどういう違いが出るのかという説明の仕方もあるのではないか。
- ・ 直接法で作成したキャッシュ・フロー計算書の科目と、行政コスト計算書と純資産変動計算書を合わせたような科目とを仮に比較した場合、違いが出るのは発生主義に係る減価償却費や引当金であり、その違いを説明することで新たな情報をつけ加えたというのが非常にわかりやすく出ると考えている。現金主義と発生主義の違いの説明が、どこかでシンプルにできるとよいのではないか。
- ・ 東京都では、キャッシュ・フロー計算書を直接法で作成している中で、IPSASと同様に間接法における非資金収支の情報について別途調整表を作成しているが、現金収支との調整を注記で示すことにより、官庁会計とのキャッシュ・フローベースの違い、発生主義とのつながりというのが把握できるようになっている。
- ・ 「骨子（案）」の4のペンディングは大きな問題であるが、4においては意見は一致しなかったとして、それでも前に進めなければならないという意識で5以下のことについて検討したといった整理ではないか。

○「骨子（案）」の「5 今後の実務上の課題と方向性」に関して、事務局より説明

○上記に係る意見等

- ・ 固定資産台帳の整備に関して、例えば道路台帳には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えないため、インフラ資産については簡便な方法を検討する、といったことを記載した方がよいのではないか。
- ・ 固定資産台帳の整備に関して、大阪府では、発生主義・複式簿記による公会計の導入にあたってインフラ資産について一斉に価格等の資産調査を実施したが、古い資産については取得価格のデータがなかったことから、簡便な方法を設定するというのが、実務

的には妥当な方法ではないか。

- ・ 固定資産台帳の整備に関して、東京都では、都内の地方公共団体と検討を進め、過去のインフラ資産を中心とした資産についての取得価格を円滑に推計できるよう、手順書をまとめている。
- ・ 財務諸表の作成者及び利用者への教育も重要であり、今後取り組んでいく必要があるのではないか。
- ・ 複式簿記を導入すると、固定資産台帳だけではなく、基金や金融商品等の台帳もできるが、その台帳を管理することの可能性について言及し、「固定資産台帳の整備」については、「各種資産台帳の整備」とした方がよいのではないか。また、各種資産台帳の整備により、例えば税込、使用料等の回収管理について各担当課で別々で実施しているものが名寄せ等できるようになるため、このようなことを言及した方が、複式簿記や台帳の必要性を、特に小規模の地方公共団体に理解してもらえるのではないか。
- ・ 活用の充実についても記載した方がよいのではないか。例えば町田市では、予算、決算、評価の事業単位を統一して予算改革にも取り組んでおり、このような活用事例を紹介していくと、導入・普及に役立つのではないか。
- ・ 本来は道路台帳情報と価格情報は個々に対応すべきであるが、個々にひも付けるのは実務的に困難であるため、例えば管理可能なシステムができた時に実施していくといったような段階的な進め方がよいのではないか。
- ・ 人材育成は重要であり、平成25年3月に出された「地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書」においても、人材育成面から地方公会計改革の取組の促進にもつながるという記載があるため、本研究会においても同様の記載があったほうがよいのではないか。
- ・ 複式簿記の導入に関して、クラウド等の財務会計システムの問題について記載されているが、財務会計システムについては各地方公共団体で一定期間ごとに更新が必要であり、その更新のタイミングに合わせて新しい地方公会計に徐々に移っていくといった配慮が必要ではないか。また、クラウドの活用については、地方公共団体が共同運営する予定とされている機関との連携等も考えられるのではないか。
- ・ 現在の地方公共団体のアセットマネジメントやファシリティマネジメントで抜けているのは、例えば道路であれば所有する市町村道等が議論の中心で、国直轄事業で負担している国道等の維持・更新の議論をしていないということにあり、権限のないものでもいずれ一部でも自己負担が生じることにも留意すべきことを付言した方がよいのではないか。また、この問題については、連結の議論と関連付けていくことが必要ではないか。

- ・ 財務情報だけでは情報が不足しており、I P S A Sでも検討している非財務情報という財務諸表以外の情報開示についても、この公会計の整備後には必要になると考えているため、この点も記載すべきではないか。
- ・ そもそも税金等は企業会計にない取扱いであり、企業会計方式という言い方は、対外的に誤解が生じる恐れがあるため、文章をまとめるにあたっては別の言い方をした方がよいのではないか。